

群馬県立女子大学研究生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学学則（群馬県公立大学法人規則第4号。以下「学則」という。）第42条に規定する研究生について必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 研究生として志願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

- (1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者
- (2) 研究事項について、前号と同等以上の学力があると本学で認められた者

(入学の時期)

第3条 研究生の入学時期は、原則として学年始め又は学期始めとする。

(出願手続)

第4条 研究生を志願する者は、次の書類を学長に提出しなければならない。ただし、本学を卒業し、引き続き研究生を志願する者については、第1号の書類のみで足りる。

- (1) 研究願（別記様式第1号）
- (2) 第2条各号のいずれかに該当することを証する書類

(研究許可)

第5条 研究の許可は、教務委員会の審査を経た後、学長が教授会の意見を聴いた上で行う。

(授業料)

第6条 研究を許可された者は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

(期間)

第7条 研究の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、その期間を延長することができる。

2 研究の期間の延長を希望する者は、研究期間延長願（別記様式第2号）を学長に提出しなければならない。

(指導教員)

第8条 研究生の指導教員は、学長が教授会の意見を聴いた上で定める。

(授業の聴講)

第9条 研究生は、指導教員が必要と認める場合には、当該研究に関連する授業を聴講す

ることができる。

(研究報告)

第10条 研究生は、研究期間が終了したときは、研究報告書を指導教員を経て、学長に提出しなければならない。

(許可の取消し)

第11条 学長は、研究生がこの規程に違反したとき又は疾病その他の事由により研究を続ける見込みがなくなったときは、研究の許可を取り消すことができる。

(規程の準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規程は、研究生について準用する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教務管理委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に廃止前の群馬県立女子大学研究生規程の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。